

不妊治療費等補助金の申請はお早めに

市では一般不妊治療などを受けている夫婦に対して、費用の一部を補助しています。

対象者	申請の時点で夫・妻のいずれかが市内在住で、医療機関から不妊治療が必要と認められ、治療などを行った夫婦
対象となる治療など	不妊検査、一般不妊治療、人工授精 (体外受精、顕微授精は対象外。県が実施する助成制度の対象となる場合がありますので、瀬戸保健所(☎82-2196)へご相談ください)
対象期間	補助開始月から継続する2年間(本年度は令和2年3月～3年2月診療分)
補助額	自己負担額の2分の1(年度当たり50,000円を限度。千円未満切り捨て)
必要書類	①申請書②同意書③医療機関の証明書④補助金の請求書⑤領収書(原本)⑥戸籍謄本⑦住民票の写し⑧夫婦の所得額を証明する書類(所得証明書、市・県民税証明書など)⑨夫・妻の印鑑と健康保険証 ●①～④は健康課で配布。ホームページからもダウンロード可 ●⑤の返却を希望する場合は、写しを併せて提出(照合後に返却) ●⑥～⑧は市で確認ができる場合は省略可。ただし、令和2年1月1日に本市に住民票がなかったかたは、転入前の市区町村で発行される⑧を提出(夫婦とも)
申請方法	3月31日(水)までに直接(土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分)
その他	●第2子以降も同様に補助●転入したかたは転入日以降が補助対象●申請期限直前は混み合いますので、早めにご相談ください

申請・問い合わせ先/保健福祉センター内健康課 ☎55-6800

高額医療・高額介護合算療養費の申請

内容 同じ健康保険の世帯内で令和元年8月～2年7月にかかった健康保険と介護保険の自己負担額を合算した支払額が、所得区分ごとの限度額を超えた場合、申請によりその差額が支給されます

必要書類 ●健康保険証●介護保険被保険者証●マイナンバーが分かるもの●振込先が分かるもの(通帳など)●認め印(朱肉を使用するもの)●申請のお知らせ(届いたかたのみ)●計算期間中に本市以外の健康保険や介護保険に加入していたかたは、その保険の自己負担額証明書が必要な場合あり

その他 ●国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入し、支給の対象になると思われるかたには、申請のお知らせを送付●お知らせが届かないかたでも、計算期間中にお住まいの市町村や加入する健康保険が変わった場合、自己負担額を合算すると該当する場合あり

保険種別	申請・問い合わせ先
国民健康保険	市役所保険医療課国保年金係 ☎76-8151
後期高齢者医療制度	市役所保険医療課高齢者医療係 ☎76-8153
介護保険	市役所長寿課介護保険係 ☎76-8144
その他職場などの健康保険	各健康保険(介護保険の「自己負担額証明書」が必要な場合あり)

令和2年7月31日現在加入の健康保険により、問い合わせ先が異なります。